

 日本ハラスメントリスク管理協会
JAPAN HARASSMENT RISK MANAGEMENT ASSOCIATION

ワークシート

© 2021 一般社団法人日本ハラスメントリスク管理協会

1

 日本ハラスメントリスク管理協会
JAPAN HARASSMENT RISK MANAGEMENT ASSOCIATION

ケーススタディ① * K事件（横浜地裁 平11.9.21）

A社営業所の営業所長B氏は、同営業所 所属の路線バス運転手B氏に対して、接触事故を起こしたことを理由に、
①1ヶ月間の炎天下での除草作業を含む下車勤務命令を出した
②乗車勤務復帰後も1か月以上の添乗指導を受けることを命じた
これを受け、路線バス運転手B氏は、A社と営業所長C氏を「パワハラ行為を受けた」と慰謝料を請求する裁判を起こした。

Q1：①は、パワハラと認められたでしょうか？それとも、認められなかったでしょうか？
そう判断した理由は？

Q2：②は、パワハラと認められたでしょうか？それとも、認められなかったでしょうか？
そう判断した理由は？

© 2021 一般社団法人日本ハラスメントリスク管理協会

2

 日本ハラスメントリスク管理協会
JAPAN HARASSMENT RISK MANAGEMENT ASSOCIATION

ケーススタディ② 懲戒処分無効確定等請求控訴事件（東京高裁H26.8.6）

社会福祉法人Cに勤務するAは、違法行為があるとして出勤停止1か月の処分を受けた。
Aは、処分が無効であること、処分通知をした理事Bの発言に問題があったとして、社会福祉法人Cと理事Bを訴えた。

【理事Bの発言】

- （処分通知書交付の際、Aがこれは不当な処分なので受け入れられない旨述べると）
理事Bは「これは通知だ」とし、「拒否とか選択はない」と発言した。
- 処分を受け入れない場合は「即日懲戒処分します。服務規程違反ですから、命令違反ですからね、これは命令ですから」と述べた。
- 従えないということであれば「即日懲戒解雇致します。」「重大な服務規程違反ですから、懲戒解雇の重大な理由ですから、即日懲戒解雇ですよ」と述べた。

Q：理事Bの発言はパワハラと認められたでしょうか？それとも、認められなかったでしょうか？
そう判断した理由は？

© 2021 一般社団法人日本ハラスメントリスク管理協会

3

日本ハラスメントリスク管理協会
Japan Harassment Risk Management Association

パワハラ該当チェックリスト

| | | |
|-----------------------------------|-----|----|
| 業務に関連する場（会食等も含む）であるか？ | YES | NO |
| ① 「優位性を背景にした関係」であるか？ | YES | NO |
| ② 客観的に見て業務上必要かつ適正な指示・指導を「超えた」ものか？ | YES | NO |
| ③ 行為を受けた本人が「負担」だと感じたか？ | YES | NO |

該当行為・コミュニケーションを受けた相手の捉え方があげられるか一つ以上に当てはまるか？

| | | | | |
|------------------------------|------|---------|--------------|----|
| 暴力 | 傷害 | 脅迫 | 暴言 | 侮辱 |
| 隔離 | 仲間外れ | 無視 | 業務上不要なことをさせる | |
| 合理的理由なく到底無理なことをさせる | | 仕事を妨害する | | |
| 合理的理由なく、能力や経験とかけ離れた簡単な仕事を命じる | | | | |
| 私的なことに過度に立ち入る | | | | 等 |

© 2021 一般社団法人日本ハラスメントリスク管理協会

4

4

日本ハラスメントリスク管理協会
JAPAN HARASSMENT RISK MANAGEMENT ASSOCIATION

5